

会文書中に保険給付予定を記載するにとどめ、求償予告文書の送付は省略すること。

なお、保険会社等に対して照会文書を送付する際に、当該文書に求償予告の趣旨の文章を付記するとともに、第二当事者等に対しては第三者行為災害報告書の提出を求める文書中に保険会社等に対して優先して求償を行う旨記載しているので留意すること。

また、第二当事者等に対しても事務簡素化の観点から下記の事案を除き求償予告文書の送付は省略すること。

a 局が求償することとなる金額が、自賠責保険金額又は自動車保険等の支払い限度額を超過することが明らかであり、超過した金額について第二当事者等に求償することとなる事案

b 保険会社等の示談代行を伴わない自動車保険等に加入している第二当事者等が、保険会社等に対して第一次的に求償することを希望しなかったため、第二当事者等に対して求償することとなる事案

c 第二当事者等が負担すべき損害賠償債務が僅少であること等を理由として、第二当事者等が自動車保険等を用いず自己負担することを希望したため、第二当事者等に対して求償することとなる事案

(ロ) 自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象とならない事案の取扱い

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象とならない事案については、当初より第二当事者等に対して求償することになるため、第二当事者等に対して様式第8号「損害賠償請求の予告について」を用いて求償の予告を行うとともに、求償の予告後に第二当事者等より求償の内容等について照会が行われた場合には、支給調整制度の趣旨等について適切な説明を行うこと。

なお、求償の予告は、原則として保険給付（求償権取得・債権発生）通知書（様式第2号）を局に送付する都度行うとともに、使用者や運行供用者等第二当事者以外に不真正連帯債務を負う者が存在する場合には、債務者すべてを対象とすること。

また、求償差し控え事案に該当する場合には、求償の予告を行う必要はないこと。

(3) 労働局の事務

イ 債権の調査確認及び決定

歳入徴収官は署からの通知に基づき、調査確認その他の管理事務（以下、「調査確認等」という。）を行うこと。

なお、受給権者が取得した損害賠償の額が明確でない場合であっても、それが保険給

付の額以上であることが明らかである場合には、当該保険給付の額の国の債権が発生したものと調査確認等を行って差し支えないこと。

(イ) 調査確認の時期

監督署長より債権発生のお知らせを受けた歳入徴収官はそのつど、ただちに当該給付によって国が取得した債権について調査確認を行うこと。

(ロ) 調査確認の事項

歳入徴収官は、保険給付（求償権取得、債権発生）通知書及び添付書類により、債管法第11条第1項及び債管令第10条第1項に掲げる調査確認の事項「債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限、債権の発生原因、債権の発生年度、債権の種類」等について審査を行うこと。

(ハ) 債権確認調査決定（変更）決議書の作成

労働局長（歳入徴収官）は、所要の調査を行い債権を確認した場合には、様式第2号(3)「債権確認調査決定（変更）決議書」（以下「決議書」という。）により、債権確認調査決定決議を遅滞なく行うこと。

なお、決議に当たっては次の書類を添付すること。

a 通知書

b 第三者行為災害調査書

c その他必要と認められる書類

被災労働者に過失があり、かつ、第三者にも身体障害がある場合等受給権者の取得した損害賠償請求額がただちに算定できず、国の債権の存否又はその額が確認できない場合には、金銭以外の判明した事実についてのみの調査確認等を行い、国の取得した債権額が決定したときに債権金額についての調査確認等を行うこと。

(ニ) 調定変更手続

債権確認調査決定決議を行った後に、過失割合の認定誤りその他の事情によって債権金額を変更する必要がある場合には、決議書を用いて調定変更すること。その際には、決議書のタイトルのうち（変更）の部分を○で囲むこと。

また、調定変更後の決議書には、調定変更前の決議書及び付属書類を必ず添付すること。調定変更後の決議書に調定変更前の決議書等を添付することとしているのは、歳入徴収官事務規程第7条第1項において、「歳入徴収官は、調査決定をした後において、当該調査決定した金額につき、法令の規定又は調査決定もれその他の誤びゅう等特別の事由により変更しなければならないときは、直ちにその変更の事由に基づく

増加額又は減少額に相当する金額について調査決定をしなければならない。」と規定されていることから、調定変更前の決議書と調定変更後の決議書を一連の書類として取扱うことにより増加額又は減少額を明確にすること及び変更の部分等を明らかにすることが目的なので、添付漏れの生じないように留意すること。

(ホ) 債権額の決定の同意

債権額の決定は、債務者の同意を必要とするものではないから、当該給付に係る債権額の算定の基礎となる事実が確定した場合には遅滞なく行うこと。

(ハ) 編てつ、保管等

a 債権確認調査決定（変更）決議書、保険給付（求償権取得・債権発生）通知書（添付書類を含む。）は事案ごとに区分し、年度別に編てつ、保管する。

b 債権確認調査決定（変更）決議書の原本は、歳入徴収額計算書の附属証拠書類として提出する。

ロ 求償権行使の差し控えの決定等

(イ) 求償権行使の差し控えの決定方法

労働局長は、監督署長より様式第12号(2)「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」の送付を受けた際には、様式第12号(3)「債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）」を用いて債権の決定決議を行うとともに、同時に求償権行使の差し控えも決定すること。

また、その場合に局が行う調査は、原則として監督署長より送付された第三者行為災害届等により求償権行使の差し控え事案に該当するかどうかを確認することで足りること。

なお、調査の結果求償権の行使を差し控えるべきであるという監督署長の判断に疑問が生じた場合には、労働局長は速やかに監督署長に対し保管している資料の送付を求め、その結果求償権の行使を差し控える事案に該当しないと判断した場合には、監督署長に対し改めて通知書の送付を指示した上で所要の調査を行い、債権確認調査決定決議を行うこと。

(ロ) 「債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）」の記載要領及び編てつ保管

様式第12号(3)「債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）」は、様式第12号(2)「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」等とともに複写式になっており、署から局へ通知が行われる際に「受付番号」欄から「理由」欄までについては既に記載（複写）されているので、局において改めて記載する必要はないもの

であること。

なお、備考欄には所轄署の名称又は署の番号を記載しておくこと。

また、「債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）」は、監督署長より送付された「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」及び添付書類とともに取りまとめ、様式第12号の決議書とは区分して年度別に編てつ保管しておくこと。

(イ) 「債権管理簿（求償差し控え該当事案）」への登記及び編てつ保管

求償権行使の差し控えの決定を行った事案については、直ちに様式第12号(4)「債権管理簿（求償差し控え該当事案）」に所要事項を登記すること。

この場合、前記(2)と同様に「受付番号」欄から「備考」までは、署から局へ通知が行われる際に既に記載（複写）されているので、局において改めて記入する必要はないものであること。

また、「債権管理簿（求償差し控え該当事案）」は、様式第9号「債権管理簿」と区分して年度別に編てつ保管すること。

ハ 債権管理簿への登記

債権確認調査決定を行った債権については、直ちに様式第9号「債権管理簿」へ所要事項を登記すること。

また、「求償権取得後の経過」欄には、労災保険給付を行った日等の求償権取得後の経過を記入することとし、納入告知を行った場合及び債務者より弁済が行われた場合にも、直ちに「債権管理簿」へ所要事項を登記すること。

なお、「債権管理簿」への登記は、以下の要領に従って行うこと。

(イ) 徴収決定を行った場合の登記

a 「年月日」欄の点線部左側に「1」と記入し、債権確認調査決定を行った年月日を記入すること。

b 「区分」欄には、徴収決定した債権額ごとに順次「①」、「②」、「③」・・・と連番を振り出し記入すること。

c 「債権額」欄には、決議書により決定した債権額を記入すること。

d 不要な欄については、斜線を引き記入漏れと区別すること。

(ロ) 納入告知を行った場合の登記

a 「年月日」欄の点線部左側に「2」と記入し、納入告知を行った年月日を記入すること。

b 「区分」欄には、当該納入告知に対応する前記(イ)のbの徴収決定の区分を記入す

ること。

c 履行期限を過ぎても応償されないため督促状を発した場合には、「督促状指定期限」欄及び「延滞金」欄に、当該督促状における指定期限及び延滞金額を記入すること。

d 不要な欄については斜線を引き、記入漏れと区別すること。

(イ) 収納した場合の登記

a 「年月日」欄の点線部左側に「3」と記入し、弁済が行われた年月日を記入すること。

b 「区分」欄には、当該弁済に対応する前記(イ)のbの徴収決定の区分を記入すること。

c 「支払元」欄には、「求償先」欄の①～⑤の中から該当するものを選び番号で記入すること。

d 「弁済額」欄には、納付または充当された金額を記入すること。

e 「残額」欄には、債権額の累計から弁済額の累計を控除した金額を記入すること。

f 不要な欄については斜線を引き、記入漏れと区別すること。

(ロ) 取消又は変更があった場合の登記

債権額又は弁済額に誤りがあり、取消又は変更の登記をする必要がある場合には、それぞれ減すべき額を赤字で、また、増やすべき額を黒字で記入すること。

(ハ) 編てつ及び保管

債権管理簿は年度別、署別、整理番号順に編てつし、保管すること。

(ニ) 履行期限

債権確認調査決定決議書及び債権管理簿に記載し、もしくは納入告知の際に指定する履行期限は、債権確認調査決定した日から20日以内の適宜な日とすること。

(ホ) 延滞金

a 延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金をいう。）は、債権管理簿に1件として掲記した債権額（同一日に支払った補償費に係る債権額）ごとに履行期限の日より履行の日又は履行延期の特約の日（特約の日より延期利息を付することを条件とする特約をした場合にはその前日）までの期間について法定利率（年5分）により算定し徴収すること。ただし、1件の債権額が千円未満である場合及び1件の債権についての延滞金の額が100円未満である場合は徴収しないこと。

b 納入告知書により払い込まれた額が、その領収日までの延滞金の額と元本債権額

との合計額に不足する場合には、この払い込まれた額は、まず、延滞金に充て、次いで元本に充てることとする。

(イ) 多数債務者に対する債権の管理

同一の事故について第三者が2名以上ある場合には、債務者の各々に対してそれぞれ当該事故についての給付額に係る債権が生じたこととなるから、債務者別にそれぞれ債権全額についての債権確認、債権管理簿記載、徴収決定、納入告知等を行い、一債務者から弁済のあったときは、その額を当該債務者の債権の消滅額として債権管理簿に記入するとともに、その弁済額の限度において他の債務者についての債権額をも消滅したものとして債権管理簿に記入すること。ただし、自賠責保険等にかかっている自動車の運行により発生した事故について保険会社の保険金支払に先だてて保険給付を行ったものについては、第三者に対する債権額は国の取得した損害賠償額全額（保険会社に対し請求し得る額を控除する必要はない。）であるが、自賠責保険等取扱会社に対する債権額は、自賠法施行令第2条の規定により死亡又は傷害の程度に応じて定められた保険金額を限度とする損害賠償の額となる（参考56）。

二 納入の告知等

(イ) 納入告知等の基本的取扱い

国の債権管理に関する事務は、それぞれの事案に応じて、財政上最も国の利益に適合するよう処理することが求められている。したがって、求償を速やかに行い、かつ、求償した金額を確実に収納するためには、保険会社等より確実に支払が見込まれる事案については、第一次的には保険会社等に対して求償を行うことが最も国の利益に適合し、かつ求償事務を円滑に行う上で有効である。そのため自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、原則として保険会社等に対して他の債務者に優先して納入告知等を行うこと。ただし、保険会社等に対する被害者請求権等に関し消滅時効が成立しているため第二当事者等に対して求償する場合及び自賠責保険等又は自動車保険等の支払限度額を超過するため不足分を第二当事者等に求償することがあらかじめ明白な場合においてはこの限りでないが、このような場合には保険会社等と密接に連絡をとって事務処理を進めること。

なお、第一当事者等が被害者請求権等を有する根拠は、自賠責保険等については自賠法第16条、自動車保険等については保険約款の規定であるが、自動車保険のうちごく一部に保険会社等が示談代行を行わないとされているものがある。その場合においても、保険会社等に対して第一時的に求償を行って差し支えないが、第二当事者等

が自動車保険を用いず自らに求償してほしい旨希望した場合には政府は第一当事者等より取得した請求権者の直接請求権を行使できないことになる。また、第一次当事者等の損害額がわずかであるため、第二当事者等が自動車保険等を用いず自己負担することを希望したような場合には、第二当事者等の希望に沿った方がトラブルを防止し、求償事務を迅速に進めることができる。そのような場合には、納入告知書を第一次的に第二当事者等に対して送付することとするが、事前に保険会社等と密接な連携を図りながら事務処理を進めること。ただし、第二当事者等が自動車保険等の使用を希望した場合であっても、第二当事者等より速やかに応償されなかった場合には、第二当事者等に対して事前に説明をした上で保険会社等に対しても納入告知書を送付することになること。

なお、第二当事者等に対して第三者行為災害報告書の提出を求める文書を送付する際に、当該文書に自賠償保険及び自動車保険の適用対象となる事案については第一次的には保険会社等に対して求償する旨及び自動車保険等の使用を希望しない場合には事前に署に連絡してほしい旨記載してあるので留意すること。

また、保険会社等以外に納入告知を行うに際しては、第二当事者、使用者、運行供用者等不真正連帯債務を負う者が複数存在する場合には、原則として債務者全員に対して同時に納入告知を行うこととするが、その場合には必要に応じ他の債務者に対しても同時に納入告知を行っている旨明示すること。ただし、例えば使用者等の一債務者より債務全額を応償する旨の意思表示が行われているような場合には、当該債務者に対してのみ第一次的に納入告知を行うこととして差し支えないこと。

(ロ) 納入告知等の方法

債権確認調査決定決議を行った債権については、求償権の行使を差し控える決定を併せて行ったものを除き、速やかに債務者（保険会社等を含む。）に対して納入告知を行うこと。

なお、納入告知を行う際には、納入告知書の他に請求書を併せて作成し、原則として納入告知書と請求書を債務者に対して同時に送付すること。この場合、債務者が未成年者等であるときには、債務者あての納入告知書をその法定代理人に対して送付すること。

また、自賠償保険等に対して求償する場合には、原則として請求書を保険会社等に対して送付し、保険会社等より「自賠償保険支払金額の通知」等が折り返し返送されてくるのを受けて納入告知書を送付すること。

(イ) 納入告知書の記入要領

納入告知書には、歳入徴収官事務規程第9条第1項に基づき、納入者の住所及び氏名、納付すべき金額、納付目的、延滞金の計算方法等を記入すること。

その際、「納付目的」欄には、「労災保険法第12条の4第1項による損害賠償金」等と記入し納付目的を明確にするとともに、「延滞金の計算方法」欄には、「左記納付期限の翌日より元本完納の日まで年5分の割合で計算した額」等と記入し、延滞金の起算日、計算期間及び利率を明示すること。

なお、納付期限は債権確認調査決定を行った日から20日以内の適宜な日とするとともに延滞金の起算日は納付期限の翌日とすること。

また、保険会社等に対して求償する際には、納入告知書の宛名は保険会社等の名称を記入すること。納入告知書の宛名を第二当事者等の氏名又は名称とせず保険会社等の名称とした趣旨は、求償事務を行う際に保険会社等が直接求償の相手方となることを文書上明確にするとともに、第二当事者等及び保険会社等が任意に応償しない場合には、第二当事者等だけではなく保険会社等に対しても訴訟を提起することを可能にするためであるので、このような点に十分留意して事務処理を行うこと。

また、納入告知書に記入する保険会社等の名称は、例えば「〇〇海上火災保険株式会社」又は「〇〇海上火災保険株式会社〇〇支店」等のような表記のいずれでも差し支えないが、納入告知書の送付先は保険会社等の管轄店等とし、住所についても宛名に併せ適宜記入すること。

(ニ) 様式第2号(4)「第三者行為災害による損害賠償の請求について」の記入要項

- a 「請求金額」欄、「算定基礎内訳①、②、③」欄及び「連絡等事項備考」欄については、決議書と複写になっているところから既に記入されているものであること。ただし、決議書の二か所の「請求金額」欄については、自賠償保険等に求償する場合で第一当事者等に重過失が認められる場合には、自賠償保険等において二重に重過失減額を行うことを防止するため、必ず斜線を引くこと。この場合、空欄に斜線を引いても、金額が記載された上に斜線を引いてもどちらでも差し支えないこと。
- b 保険会社等以外に求償する場合には、「保険（共済）契約者氏名」欄から「相手方と保有者との関係」欄までについては記載する必要がないので、当該欄に斜線を引くこと。
- c その他の記載要領については、用紙の裏面に記載してあるので十分に留意すること。

(※) 求償する際の添付書類

保険会社等に対して求償する際に、納入告知書以外に送付する書類は、原則として次に掲げるものとする。送付書類を限定する趣旨は、事務処理を軽減することにあるので、保険会社等よりその他の書類の提出を求められた際には、行政としての斉一的な取扱いである旨説明し理解を求めるとともに、個別の事情を踏まえると保険会社等の要望もやむを得ないと判断される場合には、可能な範囲で要望に応じること。

なお、第一当事者等より保険会社等に対して被害者請求等が行われている場合には、既に第一当事者等より保険会社等に対して提出されている書類については改めて送付する必要はないこと。

また、保険会社等に対して送付する書類は、事務処理の簡素化を図る観点から、原本・謄本以外に署又は局において作成した写しでも差し支えないこと。

- a 「第三者行為災害による損害賠償の請求について」(様式第2号(4))
- b 「交通事故証明書」

ただし、交通事故証明書がない場合には、「交通事故発生届」(様式第3号)

- c 「第三者行為災害届」(届その1～届その4)

ただし、第三者行為災害届がない場合には、「第三者行為災害報告書(調査書)」(報告書その1～報告書その2)

- d 第一当事者が死亡した場合には、「死亡診断書」または「死体検案書」
- e 第一当事者が死亡した場合には「戸籍謄本」

第二当事者等に対して求償する際に送付する書類についても、保険会社等に対して送付する書類に基本的には準じることとするが、第二当事者等が事実関係を十分に承知しているような場合には、一部書類の送付を省略して差し支えないこと。

(㊦) 時 効

自賠法第19条及び商法第663条により、自賠償保険等に対する被害者請求権と自動車保険等に対する請求権者の直接請求権の消滅時効はそれぞれ2年と規定されているため、時効の中断事由が認められる場合を除き、第一当事者等が権利を行使することができた時から2年を経過した時点で消滅時効が成立することになる(参考57、58)。そのため、消滅時効の成立により被害者請求権等が行使できなくなっている場合には、第二当事者等に対して納入告知を行うこと。

なお、不法行為による損害賠償の請求権は、被害者等受給権者が損害及び加害者を知った時(通常災害発生日)より3年で時効により消滅する(民法第724条)(参

考59)。

したがって、政府が代位取得した損害賠償請求権(求償権)の行使は、この期間内で行うよう特に留意すること。

(b) 督促手続

納入告知を行っても納期限までに応償されない場合には、債権管理法第13条第2項及び同取扱規則第20条に基づき、債務者に対して督促状の送付等の督促手続を速やかに講じること(参考60、61)。

この場合、自動車保険等(任意一括払いを含む)においては、基本的に当事者間で示談が成立した後に保険金の支払いが行われる取扱いとなっていることに十分留意して事務処理を進めること。ただし、保険会社等が示談が未成立の場合であっても求償に応じることとしている場合には、保険会社等と連携を図り円滑に事務処理を進めること。

また、督促手続を行っている間に消滅時効が成立しないよう十分に注意するとともに、時効の中断事由としては、債務の承認や一部弁済等があるが、納入告知自体にも会計法第32条の規定により時効の中断の効果があることに留意すること。

第4章 債権管理の特殊な事務処理

1 徴収停止（債管法第21条及び第38条、債管令第18条第19条及び第20条、債管則第27条）（参考62）

(1) 概 説

イ 徴収停止とは、歳入徴収官等の所掌する債権が、履行期限（債権管理簿に記載した日）経過後相当の期間を経過してもなお完全な履行がない場合、かつ債権者又は債権金額が一定の基準に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるときは、積極的な取立て及び保全措置をすることを要しないものとして整理をすることをいう。

ロ 徴収停止は、国の内部的な事務の整理であって債務者に法律上の効果を及ぼすものではないから、徴収停止中であっても債務者より弁済の提供をうけることはでき、また、徴収停止の必要がなくなったときは、その取消しを行うべきである。

ハ 一定の基準とは、「国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による徴収停止及び履行延期の特約又は処分に関する実施基準について」（昭和35年6月22日付け労働省発会第165号・昭和45年2月20日付け労働省発会第7号で一部改正、平成12年10月26日付け会発第172号で発出先を都道府県労働局長あて発出と読み替え）によることとされているが、それは次のとおりである。

(イ) 本基準に基づいて整理できる債権は、「国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権」及び「担保の付されている債権」以外の債権である。なお、本基準には該当しないが、債管法第21条第1項各号の事由に該当し、徴収停止を行うことが適當と認められるものは、厚生労働大臣に別途協議して承認を受けなければならないこと

（債管法第38条第1項）。

(ロ) 本基準の適用に当たっては、充分に実地調査を行い、収集した資料及び実地調査の結果等を総合的に判断し、本基準に適合する場合についてのみ適用すること。

(2) 徴収停止することができる債権の種類

労働保険特別会計労災勘定において本基準の対象となる債権の種類は、国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権その他政令で定める債権を除く歳入金債権とする。

なお、歳入金に係る債権以外の債権については、真にやむを得ない事情のあるものを除

と。

(3) 徴収停止の基準

次の各号の一に該当する場合は、徴収停止の措置をとることができることとする。

イ 債管法第21条第1項第1号関係

法人である債務者が同号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる基準の一に適合する場合。

(イ) 商業登記簿謄本、法人の役員からの事情聴取、決算書類、課税状況及び実況調査等から判定して、法人がその事業を全面的に休止したと認められる時から3年以上経過し、かつ、事実上解散状態にあるか、又はすでに解散登記済であるが、その後の清算事務が放置されているものであって、将来相当の経済情勢等の好転があるとしても、国に対する債務の全部もしくは一部を弁済するに足る未収債権等の取立若しくは処分又はその事業の全部若しくは一部の再開の見込がないと認められる場合。

(ロ) 法人について破産法（大正11年法律第71号）第145条の規定による同時破産廃止の決定又は同法第353条の規定による費用不足による破産廃止の決定があった場合（参考63、64）。

（条件） 上記の基準に適合する場合であっても直ちに徴収停止の措置をとることなく、極力その法人の役員、旧役員等による債務の引受及び貸倒債権その他の簿外資産等のうち、取立又は処分のできる見込のあるものについて代位権の行使又は信託的譲渡等の手続をとり、これらの措置の成否がある程度確定するのをまって、徴収停止の措置をとることとする。

（イ） 上記（イ）、（ロ）の適用についての留意点

a 「法人である債務者が同号に規定する場合に該当し、」とあるのは、次の場合をいうものであること。

(a) 徴収停止の措置の要否を判定する時（以下、「判定時」という。）において、当該債務者についての差し押えることができる財産（民事訴訟法第568条、第570条、第570条の2等の規定により差し押えることができない財産及びすでに他の債権者のために差し押えられた財産以外の財産）の価額が、強制執行の費用（強制執行のために要する執行機関の費用（別表）及び当事者の経費をいう。）のうち、必要なものの額をこえないと認められる場合をいうこと。

(b) ただし、当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき者、例えば、合名会社、合資会社の無限責任社員等があり、これらの者に徴収停止をすべき事情がないと認

められる場合は、徴収停止の措置をとることなく、これらの者から徴収すべきものである。

- b 「法人がその事業を全面的に休止」していたか否かは、次により判定すること。
 - (a) 法人の役員から事業が全面的に休止に至った経緯、時期、全面休止に至った当時における法人の経済事情等を聴取し、併せて、決算書類等、当該法人の経理関係資料の内容を検討した結果、全面休止に至ったことが事実であると認められること。
 - (b) 税務官署、市町村及び社会保険官署に対して、租税及び公課等の徴収状況を照会した結果、事業の全面休止以後の賦課等の事実が全くないことが確認されること。
 - (c) 法人名義はそのままであり、当該法人名義では事業を継続していないが、事実上は他の法人と合併し、又は当該法人名義以外の名義をもって事業を継続している事実のないこと、若しくは、事業の一部について再開していた事実のないことが実地調査により確認されること。
- c 「事実上解散状態にある」とは、上記bに掲げる事実が判定時においてなお継続している場合をいうこと。
- d 「将来相当の経済情勢等の好転があるとしても、未収債権の取立又はその事業の再開の見込がない」と判定するのは、判定時において、法人の代表者の所在が本基準（債管法第21条第1項第2号関係該当）に掲げる調査をしてもなお不明（行方不明の期間が3年以上の場合を除く。）であるか、又は当該法人の資産状態が債務超過であり、かつ、当該法人の有する未収債権の内容が不良のため、その取立の見込が全くないと認められる場合その他これらの事実と類する事実があると認められる場合とすること。
- e 「同時破産廃止又は費用不足による破産廃止」は、官報又は新聞紙に登記事項を記載して公告されるので、その事実は当該官報又は新聞紙により確認すること。

ロ 同項第2号関係

- (イ) 債務者が同号に規定する場合（債管令第20条第2号及び第3号に該当する場合を除く。）に該当し、債務者の所在が3年以上継続して不明であり、次に掲げる調査をしてもその所在が、不分明である場合。
 - a 近隣者、同業者、知人等に対する聞き取り調査
 - b 本籍地市町村への照会及び親族関係に対する調査

c 所在不明前の住所又は居所及び転居先と思われる地域を管轄する警察署及び市町村への照会

(条件) 債務者の親族、縁者等による債務の重量的引受をさせることが当該債権の発生の原因等からみて妥当であると認められる場合においてはそのため
の措置をとらせるよう努めるものとする。

(ロ) 債務者が債管令第20条第2号に規定する場合に該当し、かつ、相続財産管理人の選任がなかった場合においては、当該債務者の死亡後1年を経過し(相続財産管理人の選任があった場合においては、民法第958条に規定する一定の期間が満了し)、
なお、相続人のあることが明らかでない場合(明らかな相続人のすべてが相続の放棄をした場合を含む。)(参考65)。

(イ) 債務者が債管令第20条第3号に該当し、かつ、外国において強制執行をすることが著しく困難であり、又は外国において差押えることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額をこえないと見込まれる場合。

(二) 上記(イ)~(ハ)の適用についての留意点

a 「債務者の所在が3年以上継続して不明であり」とは、少なくとも、当時所在が不明であったことが実地調査又は市町村役場の調査等により客観的に認められ、かつ、その後数次に亘り文書を郵送するも返送され、また、実地調査等を行うも所在が不明であったことが返戻郵便物又は事蹟書等により証され、この状態が3年間継続していた場合をいうこと。

b 「次に掲げる調査をしても、その所在が不明である場合」とは、徴収停止をしようとする現在において、再度、これらの調査をしても、なおその所在が不明であることをいうこと。

c 不法行為による損害賠償の請求権に係る債権は、3年間で時効により消滅するものであるため、当該債務を有する債務者が所在不明の場合にあっては、本号に該当するに至らず時効完成することとなるため、徴収停止の措置をとることなく、そのまま時効完成させ不納欠損として整理すること。

なお、時効完成に至るまでの間は、少なくとも年1回は所在調査のための措置を講ずること。

d 相続財産の管理人の選任の有無については、相続開始地の家庭裁判所において確認すること。

e 「民法第958条に規定する一定の期間が満了し」とは、相続人のあることが明らかでない相続財産について、家庭裁判所が民法第952条第2項の規定による相続財産管理人の選任の公告があったのち、2カ月以内に相続人のあることが明らかでなかったため、管理人が一切の相続債権者及び受遺者に対し、一定期間内（2カ月以上の期間）にその請求の申出をすべき旨を公告しこの期間満了後、なお、相続人のあることが明らかでない場合において、家庭裁判所が管理人又は検察官の請求によって、相続人があるならば、一定期間内（1年以上の期間）にその権利を主張すべき旨を公告し、この期間が満了したことをいうこと（参考66）。

ハ 同項第3号関係

歳入徴収官等の所属する官庁の所在する市町村の地域（都の特別区の有する地域にあっては、特別区の存する全地域）外に住所又は居所を有する債務者に対する債権金額の合計額が200円未満であり、かつ、それぞれの履行期限から1年を経過している場合であって、その間数次の督促をしても弁済がなかった場合。ただし、他に督促することを要する債務者が同一市町村の地域内に居住する等その者に対する取立に附随して督促することができる場合を除く。

（条件） この基準により徴収停止の措置をとった債権についても、その後同一市町村の地域内に居住する債務者について督促を行う必要が生じた場合等においては、その督促に付随して督促を行い、極力その収納に努めるものとする。

(4) 徴収停止の手続

イ 歳入徴収官は、徴収停止の措置をしようとするときは、実地調査書その他徴収停止をすべき事実を証する書類を添附して「徴収停止（取消）決議書」（債管様式第5号）により、徴収停止についての決議を行うこと。

ロ 歳入徴収官は、徴収停止の決議をしたときは、遅滞なく、債権管理簿に「徴収停止」と表示し、その措置の内容を記載するとともに（債管令第10条第7項及び第19条）、その措置をとる理由、債務者の業務又は資産に関する状況、所在その他必要な事項を記載した書類を厚生労働大臣に送付しなければならない（参考67、68）。ただし、債管法第38条第1項ただし書の規定に該当する場合は、その必要はない（債管則第27条）。

ハ 徴収停止の措置をとった債権については、担保及び証拠物件等の保存以外の保全事務並びに取立事務をしないこととして、棚上げ整理をするものであるから、この措置のとりやめがない限り、そのまま、消滅時効を完成させること。

ニ 歳入徴収官は、徴収停止の措置をとったのち、事情の変更等により、その措置を維持することが不適當となったことを知ったときは、直ちに「徴収停止（取消）決議書」（債管様式第5号）により、この措置をとりやめることについての決議を行い、その旨債権管理簿に記載すること。

ホ 徴収停止の措置をとった債権について、消滅時効が完成したものについては、不納欠損として整理すること。

別表

強制執行を行う場合の手数料

| | | | |
|---------------|--------|---------------------|---------------|
| 書類送達の手数料 | 1,800円 | (執行官の手数料及び費用に関する規則) | 第3条の手数料) |
| 書記料 | 150円 | (B5用紙1枚につき) | (同法 第35条の書記料) |
| 強制執行に関する告知及催告 | 1,800円 | (同法) | 第27条の手数料) |

※書記料を除き夜間・休日割増あり

執行官の手数料及び費用に関する規則

| 第4条第1項の手数料 | | 第8条第2項の手数料 | |
|-----------------------|---------|--|--|
| 執行すべき債権額 | 手数料の額 | 売却金額 | 手数料の額 |
| | | 1万円以下 | 1,500円 |
| 20万円以下 | 3,500円 | 1万円を超え5万円以下 | 3,000円 |
| 20万円を超え 50万円以下 | 5,500円 | 5万円を超え 10万円以下 | 4,000円 |
| 50万円を超え 100万円以下 | 7,000円 | 10万円を超え 500万円以下 | 4,000円に10万円を超える部分が 10万円に達するごとに1,800円を加 算した額 |
| 100万円を超え 300万円以下 | 9,500円 | | |
| 300万円を超え 1,000万円以下 | 11,500円 | 500万円を超え 1,000万円以下 | 92,200円に500万円を超える部分 が10万円に達するごとに1,300円を 加算した額 |
| 1,000万円を超えるもの | 14,000円 | | |
| 同法同条第2項 着手するも目的未達成 | 2,500円 | 1,000万円を超え 3,000万円以下 | 157,200円に1,000万円を超える 部分が10万円に達するごとに900円 を加算した額 |
| | | 3,000万円を超え 5,000万円以下 | 337,200円に3,000万円を超える 部分が10万円に達するごとに600円 を加算した額 |
| | | 5,000万円を超え 1億円以下 | 457,200円に5,000万円を超える 部分が10万円に達するごとに400円 を加算した額 |
| | | 1億円を超え3億円以下 | 657,200円に1億円を超える部分が 100万円に達するごとに2,000円を 加算した額 |
| | | 3億円を超え5億円以下 | 1,057,200円に3億円を超える部分 が100万円に達するごとに1,000円 を加算した額 |
| | | 5億円を超え 10億円以下 | 1,257,200円に5億円を超える部分 が100万円に達するごとに500円を 加算した額 |
| | | 10億円を超えるもの | 1,507,200円に10億円を超える部 分が1,000万円に達するごとに1,500 円を加算した額 |
| | | 備考 売却金額が10万円を超える場合において、その金額に10 万円に達しない端数があるときは、これを10万円とみなして 手数料の額を算定するものとする。 | |
| | | 同法同条第2項 適法な買受の申出がないとき | 1,500円 |

執行官の手数料及び費用に関する規則第36条から第40条の旅費

| | 日 当 | 宿 泊 料 | | 車 賃 |
|-------|----------|----------|----------|------------------------------|
| | | 甲 地 方 | 乙 地 方 | |
| 執 行 官 | 2,200円 | 10,900円 | 9,800円 | 1 kmにつき37円以内の割合で 所属裁判所が決定 |
| 立 会 人 | 5,520円以内 | 8,700円 | 7,800円 | 1 km 37円以内 |
| 評 価 人 | 7,800円以内 | 8,700円以下 | 7,800円以下 | 1 km 37円以内 |

※立会人、評価人の旅費は上記金額内で執行官が状況に応じて決定

宿泊料の甲地方・乙地方は、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1による。

執行申立の手数料（民事訴訟費用等に関する法律別表第1）

- 1.1. イ 不動産の強制競売又は担保権の実行としての競売の申立、
債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行又は
競売の申立 3,000円

※ 手数料の納付は収入印紙

通知公告の費用

1. 郵便料 郵便料・電信電話料については実費（執行官法第11条）
2. 広告料 公告の費用については実費（執行官法第11条）

2 履行延期の特約等（債管法第24条・第27条及び第38条、債管令第25条～第32条、
債管則第34条～第37条）（参考70～73）

(1) 概 説

- イ 履行延期の特約等とは、歳入徴収官等が、その所掌する債権につき一定の基準に該当する場合に限り、当該債権の履行期限を延長する特約又は処分をすることができることをいう。
- ロ 履行延期の特約等は必ず債務者の申請に基づいて行うものである。これを行うにあたっては、その債権金額を適宜分割して履行期限を定めることができ、又は債権の履行期限後であっても履行延期の特約等を行うことができる。ただし、この場合は既に発生した延滞金債権を取り消すことにはならない。
- ハ 履行延期の特約等をする場合は、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合は、当該履行延期の特約等をする日）から5年以内又は10年以内（履行延期の特約等を行う事由により異なる。）において、その延期にかかる履行期限を定めること。ただ

し、さらに履行延期の特約等をするを妨げない。

ニ 履行延期の特約等をするときは、債管法第26条の規定に基づき、担保を提供させ、かつ、利息を付し債務名義を取得することを原則とするが、同条ただし書の規定により債管法第24条第1項第1号に該当する場合又は同法第33条第3項に規定する債権に該当する場合及び債管令第28条又は第30条の規定に該当する場合は、これを免除又は利息を付さないことができる(参考74)。

ホ 履行延期の特約等を行った後、その条件に従って債務者が履行しない場合は、特約の解除又は取消しを行うこと。

ヘ 履行延期の特約等のための一定の基準とは、次のとおりであり、本基準に基づいて整理することができる債権の種類は、「1 徴収停止」の場合と同様である。

(2) 履行延期の特約等の基準

イ 債管法第24条第1項第1号に該当するものとして履行延期の特約等をするのできる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(イ) 債務者が現に生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条から第18条までに規定する扶助を受けている場合(参考75)。

(ロ) 債務者及びこれと生計を一にする家族の年間総収入(臨時収入を含むものとし、過去数年間の平均総収入額、その他債務者から提出する資産の調査、国税、地方税及び公課等についての官公署の証明等を勘案して歳入徴収官等が適当と認める額とする。この場合、農業その他の事業を営む者にとっては、年間総収入(事業外収入を含む。)から経営費(事業経営のために必要な一切の現金的経費をいい、拡大再生産費と認められるものは除き、事業外収入を得るために必要な経費を含むものとし、当該経営費については、債務者から提出する資料の調査、国税、地方税及び公課等についての官公署の証明等を勘案して、歳入徴収官等が適当と認める額とする。以下同じ。)、公租公課及び事業経営上必要な負担金を控除した金額をもってその者に係る年間総収入額とする。以下同じ。)の合計額の月割額が生活保護法第8条第1項の規定に基づく昭和38年厚生省告示第158号別表第1に定める生活扶助の基準(収容及び移送を除く。)により計算した金額(以下、「生活扶助基準額」という。)の2.0倍相当額に別表2及び第3に定める住宅扶助の基準により計算した金額並びに6カ月以上の長期療養を要する者がある場合における必要最少限の予定療養費月割額を加算した金額(以下、「生活扶助基準額等」という。)に満たない場合(参考76)。ただし、債務者又はその家族の資産の状況に照らし、履行期限を延長することが適当でない場合

又はその年間総収入の合計額の月割額が生活扶助基準額等の1.5倍を超える債務者に対する債権でその債権金額が当該年間総収入の合計額の3割（履行期限を延長する期間が5年よりも短いときは、3割にその延長する期間の5年に対する割合を乗じて算定した割合）を超えない場合を除く。

（注）履行延期期間中の毎年における総収入額に相当の異動が見込まれる場合にあっては、過去数年間の平均総収入額を勘案して歳入徴収官等が妥当と認める金額による。

ロ 履行期限

- (イ) 債務者が生活保護法の規定による扶助を受けている場合は、5年以内とする。ただし、さらに履行延期の特約をすることができる。
- (ロ) 債務者及びこれと生計を一にする家族（以下債管法第24条第1項第1号該当関係において「債務者」と総称する。）の年間総収入の合計額の月割額から昭和38年厚生省告示第158号別表第2及び第3に定める教育扶助及び住宅扶助の基準により計算した金額並びに6カ月以上の長期療養を要する者がある場合における必要最少限の予定療養費月割額に相当する金額を控除した金額（以下債管法第24条第1項第1号該当関係において単に「平均月収額」という。）が生活扶助基準額の1.2倍未満の場合は、5年以内とする。この場合においては、事情の許す限り、少額でも定期に分割弁済させることに努め、歳入徴収官等との交渉関係が中断されることのないように措置すること。
- (ハ) 債務者の平均月収額が生活扶助基準額の1.2倍以上1.3倍未満の場合は、原則として分割履行金額を毎月当たり100円以上とし、5年以内において毎年定期に分割して履行させること。
- (ニ) 債務者の平均月収額が生活扶助基準額の1.3倍以上1.5倍未満の場合は、原則として、分割履行金額を毎月当たり300円以上とし、5年以内において毎年定期に分割して履行させること。
- (ホ) 予定療養期間経過後における分割履行金額の算定にあたっては、療養費の軽減又は収入の増加による弁済可能金額の増加を適正に見積ること。
- (ヘ) 農業その他の事業を営む者にあつては、特に分割履行期限及び各履行期における分割履行金額の配分に留意し、端境期等事業収入の少い時期に多額の弁済をさせることのないように措置すること。
- (ト) 履行延期前における延滞金債権金額を確実に算定し、即時に徴収するか又は元本債権と同様履行延期の措置をとること。

ハ 利 息

延納利息は付さないことができる。ただし、既に利息を付することとなっている債権については、履行延期期間中既定利率による利息を付すること。

ニ 担保の徴収

債務者の状況に応じて、できる限り担保を徴収するよう努めること。

ホ その他の条件

債管法第27条及び債管令第3.1条の規定により処理すること。

(3) その他

債管法第24条第1項第2号から第6号の事由に該当し、かつ、履行延期の特約等を行うことが適当と認められるものは、厚生労働大臣と別途協議しなければならないこと。

(4) 履行延期の特約等の手続

イ 歳入徴収官等は、債務者から「履行延期申請書」（債管則別紙第6号書式）の提出があったときは、その内容が本基準に該当し、かつ、履行延期の特約等を行うことが債権の管理上必要であると認められる場合に限り「履行延期特約決議書」（債管様式第6号）に当該申請書その他の関係書類を添えて履行延期の特約等の決議をすること。

ロ 上記決議を終ったときは、直ちに「履行延期承認通知書」（債管則別紙第7号書式）を作成して、債務者に送付するとともに、その旨を債権管理簿に登録すること。

ハ 上記ロの「履行延期承認通知書」には、承認の条件として、債管法第27条及び債管令第31条に規定する条件を付するほか、承認の日より10日以内に「債務証書」（債管則別紙第8号書式）を提出させること。また、債管法第26条第2項の規定による債務名義取得のための公正証書の作成は、債務者が債務名義を取得するために要する費用（公証手数料規則（明治42年勅令第174号）参照）を支弁する資力があると認められる場合を除いては、この措置をとらせないものとする。

ニ 債務者から、「履行延期承認通知書」に記載した所定期日までに担保物件（供託の手続をとらせたものについては、供託書正本、又は抵当権の設定の登記の必要があるものについては、抵当権の登記原因を証明する書面及び登記についての承諾書）、保証人の債務保証書及び債務証書（債務名義取得の措置をとらせたものについては、公正証書）の提出があったときは、これらの書類を履行延期決議書及び関係書類とともに整理し、これらの書類の名称等を債権管理簿に登録すること。

ホ 特定分任歳入徴収官が歳入金に係る債権について履行延期の特約等をした場合は、直ちにその旨を「歳入金債権履行延期通知書」（債管様式第7号）及びその他関係書類に

より、歳入徴収官あてに通知すること（債管則第34条第2項）。

へ、歳入徴収官は、特定分任歳入徴収官から「歳入金債権履行延期通知書」の送付を受け、又は自ら歳入徴収官として履行延期の特約等をした場合は、すでに徴収決定をしていた当該債権の徴収決定済額を取消すとともに、履行期限の到来のつど、その到来金額を徴収決定し、債務者に対し納入告知書を送付すること。

3 債権の消滅（債管法第22条及び第23条、債管則第30条及び第31条）

発生した債権は、必ず何らかの事由によって消滅する。民法では、債権の消滅原因として、「弁済」、「代物弁済」、「供託」、「相殺」、「更改」、「免除」及び「混同」の7つを規定しており、また、これらによるほか、権利の一般的消滅原因（消滅時効の完成、法律行為の取消、債務者の責に帰すべからざる履行不能等がある。）によっても消滅する。

(1) 相殺又は充当

相殺とは、当事者双方が互に相対立した同種の債権を有し、かつ、その債権が相殺適状期にあるとき当事者の一方が、相手方に対する意思表示を行うことによりその債権を消滅させることをいう。ただし、①当事者間において相殺禁止の特約がある場合、②受動債権が差押禁止債権又は不法行為責任に基づく損害賠償金債権である場合は、相殺ができない。

国において「債権を相殺する場合」、国の債務の消滅に関する事務は、債務を履行する職員（支出官、資金前渡官吏等）が行うこととしている。

充当とは、法律の規定に基づき特定の債権（国税、労働保険料等）の過誤納還付金をその支払に代えて、未納の金額に充当することができることをいう。また、国内部における事務処理は相殺に関する事務処理による。

(2) 債権の消滅の通知

債権の消滅に関する事実を知り得る特定の職員は、職務上、債権が消滅したことを知ったときは、遅滞なくその旨を歳入徴収官等に対して通知しなければならない。

| 通知を要する職員 | 通知をする時期 |
|---|--|
| (1) 現金出納職員及び日本銀行 | 歳入金債権以外の債権について弁済の受領をしたとき。 |
| (2) 法令の規定に基づき金銭（代用納付証券〔証券を以てする歳入納付に関する法律により金銭に代えて納付される小切手等の支払証券〕を含む。）以外の財産の出納を行う者 | 金銭以外の財産をもって代物弁済の受領をしたとき。 |
| (3) 債権の発生又は帰属の原因となる契約その他の行為をする者 | その契約その他の行為の解除又は取消しがあつたとき。 |
| (4) 特定分任歳入徴収官等の分掌する債権にかかる歳入の徴収事務を行う歳入徴収官又は分任歳入徴収官 | (イ) 歳入金債権について弁済の受領をした者（日本銀行、出納官吏等の収納機関）からその歳入の領収済みの報告を受けたとき。 (ロ) 債務者から歳入金債権及び国の支払金債権についての相殺の意思表示を受けたとき。 |

(3) 歳入徴収官等からの関係の機関に対する通知

「歳入外債権」の管理に関する事務を行う歳入徴収官等は、その所掌に属する債権が法令の規定により歳入金債権として整理されることとなったとき（歳出の返納金が戻入期限内に返納されなかったことにより歳入に組入れられたとき）は、その旨を関係の歳入徴収官又は分任歳入徴収官に通知しなければならない。

また、歳入徴収官等は、戻入期限満了後に歳出の金額又は預託金の金額に戻入する返納金に係る債権の領収済の通知が日本銀行からあつたときは、直ちに、その通知を受けた事項を明らかにした書面を作成して、関係の支払事務担当職員に送付しなければならない。

(4) 債権のみなし消滅の整理（債管則第30条）

歳入徴収官等は、その管理する債権について特別な事由があり、請求権の行使が著しく困難である場合等、実質的に経済価値が完全に消滅していると認められる債権について事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして、「債権の消滅」と同様の処理をすることが認められている。

債権のみなし消滅の整理をすることのできる事由は、次のとおりである。

- イ 債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあること。
- ロ 債務者である法人の清算が終了したこと（その法人の債務について弁済の責任を負う者があり、その者についてみなし消滅の整理をすることができる事由がない場合を除く。）。
- ハ 債務者が死亡し、相続人が限定承認をした場合において相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれること。
- ニ 破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が債権につきその責任を免れたこと。
- ホ 債権の存在について法律上の争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがないものと決定したこと。

(5) 帳簿への記載

- イ 歳入徴収官等は、歳入金に係る債権として整理されている返納金について債務者より国の収納機関に納付があったときは、直ちに「徴収簿」及び「債権管理簿」へ収納年月日、収納済歳入額等必要事項を登記すること。
- ロ 歳入徴収官等は、当該債権が消滅時効の完成により消滅したときは、その経過を明らかにした書面を作成して、債権管理簿に「時効完成」の表示をするとともにその事由を記載すること。

4 不納欠損処分

- (1) 不納欠損とは、歳入徴収官等が調査決定した金額でまだ収納済とならない歳入金のうち、下記(2)の事由に該当することにより収納することができなくなった場合に、収納できない金額を欠損処分として整理することである。

不納欠損を行う事由には、消滅時効が完成した場合のように国の権利そのものが消滅した場合と、国の権利は消滅しないが債務者の事由により収納できないため整理をする場合とがある。いずれにしても不納欠損処分は国の徴収権を放棄することとなる最終的な措置であるから、このようなことのないよう、それ以前において十分な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (2) 不納欠損は、次に掲げる事由について、歳入徴収官等が債権管理者となっている官署において自ら当該事由を知ったときに行うものである。

- イ 法令の規定により免除された場合（歳徴程第27条第1項第1号）。
- ロ 消滅時効が完成した場合（返納金等公法上の債権については、時効の援用を要しない

ので本事由に該当する。) (会計法第31条)。

ハ 消滅時効が完成し、かつ、債務者が援用した場合(私法上の債権については援用が必要であるので債務者が援用するまで債権として残り、援用した場合に不納欠損として処分する。) (歳徴程第27条第1項第2号)。

ニ 滞納処分の執行停止をした場合(歳徴程第27条第1項第3号)。

(イ) 滞納処分を執行することができる財産がない場合において、滞納処分の執行停止が3年間連続したとき(国徴法第153条第4項)。

ただし、労災保険法第12条の3第1項、第2項及び第25条第1項、第2項並びに賃確法第8条に係る不正受給による債権の消滅時効は2年のため、執行停止が2年間連続すれば足りる。

(ロ) 執行停止をした歳入金徴収することができないことが明らかであるとき(国徴法第153条第5項)。

滞納処分をすることができる財産がないため、滞納処分の執行を停止したものについては、時効完成をまたずこれに該当するものとして不納欠損処分をして差し支えない。

ホ 発生又は国への帰属の原因となる契約その他の行為に解除条件が付されている債権について当該解除条件が成立した場合。

ヘ 債管則第30条の規定により、5、(4)、イ～ホに掲げる事由に該当したため、消滅したものと整理した場合(歳徴程第27条第1項第4号)。

(3) 不納欠損処分を行う場合には、次の手続きによること。

イ 不納欠損処分を行う場合は、不納欠損決議書(収入様式第20号又は第21号)に不納欠損処分調書(債管様式第8号)等を添付して、歳入徴収官等の決裁を受けなければならない。

ロ 不納欠損を行う経過については、不納欠損処分調書に記載するほか、必要に応じこれを明らかにする書類を添付しなければならない。

ハ 滞納処分の執行停止中のものが、不納欠損事由に該当したことにより、不納欠損処分をすることとなった場合には、滞納処分の執行停止に関する決済書類にその事由を記載すること。

ニ 歳入徴収官等は、不納欠損処分をしたときは、直ちに整理した年月日、不納欠損額その他必要な事項を徴収簿に登録するとともに、不納欠損整理簿(歳徴程別紙第5号書式)に登録しなければならない(歳徴程第27条第2項)。

ホ 不納欠損処分を行った場合には、不納欠損決議書（添付書類を含む。）の正本は歳入徴収額計算書（計証則第16条第7号）の証拠書類として、副本は歳入徴収済額報告書にそれぞれ添付しなければならない。

5 債権に関する計算証明と諸報告

(1) 債権管理計算書（計証則第1章の2）

イ 証明期間、提出期限等

主任歳入徴収官等（歳入徴収官〇〇労働局長、支出官〇〇労働局長及び〇〇労働局長）は、会計検査院の検査を受けるため債権の証明責任者として、計証則第11条の3に基づいて分任歳入徴収官等（特定分任歳入徴収官労働基準監督署長、資金前渡官吏労働基準監督署長及び労働基準監督署長）の取扱った計算と自己の分とを併算して債権管理計算書（計証則第1号書式）を作成し、次の添付書類を付して、証明期間経過後30日以内に会計検査院に提出しなければならない（会計検査院への提出については、本省からの指示に従うこと）。

労働保険特別会計における証明期間は1年であるが、債権の消滅額については、出納整理期間分を含むこととされているので、本計算書の提出期限は翌年度の6月15日である。

また、主任歳入徴収官等は、本計算書の添付書類の写を6月15日までに厚生労働省に送付すること（計算書は、債権現在額通知書と同時に作成されるので、提出を省略する。）。

なお、債権管理計算書は、表紙のほか、

債権管理

甲 債権減少額内訳

乙 徴収停止額内訳

丙 履行延期等明細書

の四表から成り立っている。

ロ 作成上の注意

主任歳入徴収官等は、「債権管理計算書」を作成するにあたって、分任歳入徴収官等の取扱い額を正確に把握する必要があるので、分任歳入徴収官等から提出される「債権現在額通知書」（債管則別紙第9号書式）とは別に「債権管理計算書」と同様の書式により報告を受け、これによって計算を行うこととするほか本計算書及び添付書類の作成

にあたり、特に次の点に留意すること。

- (イ) 証明対象は、確定金額をもって債権管理簿に登載された債権であって、当該年度中（4月1日から翌年3月31日まで）に調査確認したものであること。
- (ロ) 額が未定の延滞金債権は計算証明の対象とならないこと。
- (ハ) 債権の発生年度区分は、債管則第11条の「債権の発生年度」によること。
- (ニ) 発生額の「本年度発生債権分」欄は、発生額が当該年度分として債権管理簿に記載された債権又は他の歳入徴収官等から引継ぎを受けた債権で、発生年度が当該年度である債権額を記入すること。この場合、次の点に留意すること。
 - a 債管則別表第四の五の1のハ及びニによりその種類、金額の変更があったときは、その額を増減して記入すること。
 - b 債管則別表第四の五の1のイ及びロ並びに引継ぎによる減少額は減額しないで当該減少額を上段に「△」を付して朱書すること。
- (ホ) 「発生額」欄の「前年度以前発生債権分の繰越額」欄は、前年度の本計算書の「本年度末現在額」欄の「総合計」欄の額をそのまま転記すること（これは必ず一致するものである。）。
- (ヘ) 「発生額」欄の「前年度以前発生債権分増減額」欄は、当該年度において債権管理簿に新たに登載され又は他の歳入徴収官から引継ぎを受けた債権で発生年度が前年度以前であるものの額及び繰越額のうち当該年度において債権の種類又は金額を変更訂正した場合の増減額（歳入外債権については、繰越額と同額を減額記入し、返納金債権に増額記入する。）を記入すること。この場合次の点に留意すること。

なお、「備考」欄に増減原因別の件数及び金額を記入すること。

 - a 前年度以前発生債権分として債権管理簿に新たに登載された額について他の歳入徴収官への引継ぎによる減少額がある場合は、これを減額しないで当該減少額を上段に「△」を付して朱書すること。
 - b 繰越分について、債管則別表第四の五の1のニ（誤びゅうの取消その他）及び引継ぎがある場合は上段に「△」を付して朱書すること。
- (ト) 「消滅額」欄は、本年度発生債権分及び前年度以前発生債権分について、それぞれ当該年度中（出納整理期間を含む。）に債管則別表第四の五の2及び3により減少したものを記入すること。
- (チ) 本年度末現在額の履行期限の到来及び未到来の区分は、歳入金債権、歳入外債権を問わず3月31日をもって行うこと。なお、延滞金債権については、本年度発生債権

分及び前年度以前発生債権分とともに履行期限未到来は原則としてあり得ないので該当欄は「0」となること。

(ウ) 徴収停止中の債権については「徴収停止分」欄に債権の種類ごとにその額を記載すること。

(ヌ) 本計算書の表紙（計算書裏面）には主任歳入徴収官等の官職、氏名（証明責任者の交替等があった場合は、計証則第3条によること。）を必ず記載するとともに官印を押印すること。

なお、この場合同一人が歳入徴収官、支出官及び局長等を兼ねているので「官職・氏名・印」の記載方法は下記のとおりとすること。

| | | | | |
|-------|---|-----|---|-----------|
| 歳入徴収官 | } | 氏 名 | } | 歳入徴収官の印 |
| 支 出 官 | | | | 支 出 官 の 印 |
| 局 長 | | | | 局 長 の 印 |

(2) 甲 債権減少額内訳

イ 「債権管理」の表の「発生額」欄及び「消滅額」欄に掲記された減少額のうち、債管則別表第四の五の1のイ及びロ並びに五の3（債権の免除、消滅時効の完成その他）に掲げる減少額について記入すること。

ロ 債権の引継に係る分については該当しないこと。

ハ 消滅等の原因別に区分して1件ごとに掲記するのが原則であるが、既に不納欠損として計算証明された債権については、消滅等の原因別一括掲記することができること。

ニ 不納欠損額内訳調の合計と一致すること。

ホ 該当がない場合でも、その旨報告すること。

(3) 乙 徴収停止額内訳

イ 「債権管理」の表の「徴収停止分」欄に掲記された額のうち当該年度中に新たに徴収停止をしたものについて作成するものであること。

ロ 該当がない場合でも、その旨報告すること。

(4) 丙 履行延期等明細書

債権管理計算書の一部であって、本明細書には履行延期の特約又は処分をした債権、延納の特約又は処分をした債権、和解又は調停により履行期限を延長した債権等、履行期限を延長した債権について区分して記載すること。なお、該当がない場合であっても、その旨報告すること。

(5) 債権現在額通知書（債管則第40条）

イ 歳入徴収官等は、その所掌する債権の毎年度末における現在額（出納整理期間内に消滅した額を除く。）について債管則別紙第9号書式「債権現在額通知書（債権管理計算書）」を作成し、次の期日までに提出すること。

(イ) 分任歳入徴収官等

自己の分掌に属する債権について、主任歳入徴収官等あてに翌年度の5月20日まで。

(ロ) 主任歳入徴収官等

自己の所掌に属する債権と分任官の分とを併算のうえ、厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長あてに翌年度の6月15日まで。

ロ 本通知書の作成上、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

(イ) 債権管理計算書の本年度末現在額の計数とそれぞれの区分において必ず一致するものであること。

(ロ) 債権の種類は、債管則別表第二に定めるところに従い区分し、その額は、債権管理簿に掲記した債権額を記載すること。

この場合、債権管理計算書の作成と同様に出納整理期間内に整理された債権額も含まれること。

(イ) 徴収停止分の本年度発生債権分に記載する金額は、原則として該当がないものであること。

(ロ) 主任歳入徴収官等から提出された「債権現在額通知書（債権管理計算書）」は、本省において整理のうえ、「債権現在額報告書（債権管理計算書）」としてこれを財務大臣に提出するものであって、会計検査院に提出するものではないこと。

(6) その他の報告

主任歳入徴収官等は「債権現在額通知書（債権管理計画書）」の添付資料として、「債権現在額通知書に関する資料について」（昭和44年5月29日付け会収第75号…昭和46年5月会収第24号で一部改正・会計実務必携第1章第2節参照）に示すところにより

イ 債権現在額（履行期限到来額）と収納未済入額との差額調

ロ 徴収停止の整理をした債権の調

ハ 不納欠損額内訳調

を翌年度の6月15日までに「債権現在額通知書（債権管理計算書）」とともに厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長あてに提出しなければならない。